

『水産業者の倒産等に係る影響の緩和を図るための 資金を調達したい』

水産金融円滑化対策資金

水産金融の円滑な融資と水産業者の倒産等に係る影響を緩和するために必要な資金を、宮城県漁業協同組合と協調して低利で融通します。

対象となる方

- ・ 県内の水産業協同組合及びその組合員
- ・ 県内のかつお・まぐろ漁業、まき網漁業等を営む者

支援内容

■対象資金

倒産等影響緩和資金

■貸付限度額

宮城県漁業協同組合又は貸付対象者が所属する水産業協同組合の理事会等で議決した貸付限度額の範囲内

■利率

1.6%（令和5年度）

■償還期間

10年以内

取扱金融機関

宮城県漁業協同組合

ご利用方法

申込み時に取扱金融機関に必要書類を提出してください。
必要書類については、取扱金融機関にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

宮城県漁業協同組合
信用共済部融資審査課
0225-21-5715